

(7) 林業・木材産業改善資金の事業完了から事業実施報告書の回収までに、5ヶ月かかっている案件がある。(指図書事項)

借受者は、事業完了後30日以内に事業が完了した旨を融資機関に報告し、融資機関は報告後速やかに事業実施報告書を知事に提出しなければならぬが、事業の完了から完了の報告までに5ヶ月かかっている案件が確認された。結果として、融資機関から県に提出される事業実施報告書の回収も事業完了から5ヶ月となっていた。県としても貸付後の事業管理を適切に行い、貸付規則を順守させるようすべきである。

林業・木材産業改善資金に関する事業実施報告書については、次の定めがある。

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則

第9条(事業実施報告書)

貸付金の貸付を受けた者(以下「借受者」という。)は速やかに、当該貸付に係る事業に着手し、当該事業が完了した日から30日以内に、当該事業が完了した旨を融資機関に報告しなければならない。

2 融資機関は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに山梨県林業・木材産業改善資金果貸付金事業実施報告書(第3号様式)に当該事業が完了した旨を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

上記の規則をもとに、平成22年度、23年度の新規貸付6件について、完了報告日等を確認した結果は次の通りである。

案件	A	B	C	D	E	F
① 県、送金日	2/8	4/5	6/1	6/3	8/10	11/9
② 購入代金決済日	5/31	4/12	6/6	7/19	9/30	12/19
③ 完了報告日	6/21	4/26	11/10	7/20	10/18	12/20
④ 事業実施報告日	6/22	4/28	11/15	7/21	10/19	12/22
⑤ 期間(日数)	21	14	157	1	18	1

県林業振興課の説明によれば、上記貸付規則における事業の完了とは、貸付対象設備の購入代金をすべて支払った時点のことである。

これに従い確認すると、②の事業完了日から③の完了報告までに、⑤157日(5か月以上)かかっている案件が1件あった(案件C)。結果として、融資機関から県に提出される事業実施報告書の回収も5ヶ月以上かかっている。

この様に貸付実行後5ヶ月間も事業実施報告書の回収が無い場合には、県として貸付後の良好な管理が行われているとは言いがたい。貸付後の事業の進捗には留意し、必要に応じて提出書類の催促を行うなど、適切な事業管理を行い、貸付規則を順守させるよう

すべきである。

なお、完了の報告が完了報告書の書面で残されていない案件が1件あった(案件A)。上記規則によると完了の報告は書面に限定されていないが、報告の有無を明確にする観点からも、様式を作成し、書面による報告を義務付けるべきである。その際、事業完了の基準としている対象設備の最終支払日についても、報告書に記載させることが望ましい。

(8) 木材産業等高度化推進資金制度において、短期資金に該当しないと思われる貸付がある。(意見)

短期資金として貸し出されている手形貸付について、手形の書換が行われることにより1年を超えて返済のないものがある。資金の返済がなく、単に手形の書換が継続する貸付については、短期資金扱いとすべきではない。

借受者Aに対する貸付については、短期資金として手形貸付の形態で平成12年6月に実行されたものである。過去5年の貸付実績は下表の通りである。

本来、短期資金としての貸付であることから、手形貸付実行からこの手形期日である1年後に返済をすべきものである。しかし、手形期日である平成23年11月においては、実際の返済をすることなく書面上で手形を更改する手続きがとられ、金銭の動きはなかった。短期資金として手続された場合には、低利の利率1.3%(長期なら1.5%)が適用されるものであることから、1年以内に一旦は返済することが必要である。

したがって、平成23年度においては一度の返済もすることがなく手形を差し替え、その手形期日のみが1年伸びるようなものを短期資金扱いとすることは不適切である。今後はこのような融資については、1年以内の返済を確実に履行するか、または資金の実態を勘案して、当初から長期資金の貸付とすべきである。

(単位：千円)

貸付金額	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	60,000	60,000	60,000	50,000	50,000

(9) 林業・木材産業改善資金の貸付において、貸付手続きに必要な書類がファイルされていらない案件があった。貸付後の書類はきちんと保管し、貸付後の内容確認も行うべきである。(意見)

貸付手続きに必要な一連の書類は、チェックリストなどを作成してその有無を確認し、漏れなく保管(フライリング)するべきである。さらに、貸付の目的通り事業が実行されているか、林業・木材産業改善資金借受者調査書によって報告されているかどうかの確認を行うことが必要である。

貸付に必要な手続きについては、次の通り規定されている。

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領

第4 貸付の手続き等

3 事業の実施報告

(1) 事業の実施報告
ア 借受者は、事業が完了した日から起算して30日以内に、当該事業が完了した旨を融資機関に報告しなければならない。

イ 融資機関は、前項による報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、当該事業が完了した旨を記載した書類の写しを添えて、林務環境事務所長に「山梨県木材産業改善資金貸付金事業実施報告書(規則第3号様式 以下「事業実施報告書」という。)を提出するものとする。

～中略～

(2) 事業実施状況の確認

林務環境事務所長は、事業実施報告書の提出を受けたときには、速やかに事業実施状況を調査し、同報告書に「林業・木材産業改善資金借受者調査書(第8号様式)」を添付して、県に送付するものとする。

平成22、23年度の新規貸付案件について書類の確認を行ったところ、上記の運営要領にある第3号様式及び第8号様式がファイルされていないものが6件中2件あった。別に保管されており後日確認できたが、フライリングも貸付後の管理の重要な要素であるため、きちんと行うべきである。

こうしたフライリングの漏れや事業実施報告書の回収遅れ(前記(7)参照)等が生じないために、貸付手続きに必要な一連の書類はチェックリストなどを作成し、書類の有無を確認し、漏れなく保管(フライリング)する必要がある。

さらに、貸付の目的通り事業が実行され、林業・木材産業改善資金借受者調査書(第8号様式)によって報告されているかどうかの確認を行うことが必要である。

(10) 木材産業等高度化推進資金制度において、金融機関から貸付状況の報告が定期的にされない場合があるが、報告が適切に行われるように指導すべきである。(指摘事項)

木材産業等高度化推進資金制度において、指定金融機関は貸付状況を毎月報告することとなっているが、実施されていない場合がある。定期的に報告がない場合には、これを放置せず、督促するなどの措置を講じ、その貸付状況を適切に把握すべきである。

山梨県木材産業等高度化推進資金制度運営要領(以下、要綱という。)第10条第1項によれば、下記の通り、貸付を実行した金融機関は山梨県に対して貸付状況を毎月報告することとされている。

第10条(報告及び調査)
指定金融機関は、毎月の貸付状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

しかし、借受者Aに対する貸付を実行している融資機関からの報告は平成23年度において一度もされていない。報告がされなかった理由は、借受者Aに対する貸付が手形貸付の形態をとっており、月々の残高に変更がなかったこと等である。しかしながら、毎月金融機関に報告義務を課しているのは、山梨県としても貸付状況あるいは返済状況を逐次把握しておくためであり、返済がなくともその状況把握のため、要綱通りの報告がなければ、これを提出するように督促し、要綱通りの運用が行われるようにすべきである。

なお、平成24年度中途から報告は実施されるようになっていく。

(11) 林業就業促進資金の活用頻度が少ないので、制度の見直しや一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。(意見)

林業就業促進資金の貸付制度を利用した認定事業主は、過去10年間では1件のみである。当該貸付金制度以外に、山梨県が実施している林業への就業を支援する助成金制度は多様にあるので、当該貸付制度の見直しや、資金の一部を一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。

山梨県は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、山梨県林業労働センター(以下「センター」という。)に貸付を行っている。センターでは、法の定めるところにより、新たに林業に就業しようとする者及び認定事業主に対して、林業就業促進資金を無利息で貸付けている。

林業就業促進資金の原資は、国が2/3、県が1/3の補助金(以下「補助金」という。)をもとにしている。貸付制度を利用した認定事業主数は、下記のとおりである。

年 度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
貸付件数	3	0	2	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10

(単位:件)

補助金については、平成21年度に実施された林野庁への会計検査院の検査により、各道県に資金が滞留し有効活用されていない旨の指摘があり、各道県において補助金返還が検討された。そのため、林業・木材産業改善資金特別会計では、林野庁の指示により平成26年度までの資金利用計画を作成のち、平成26年度末時点での繰越金を算出のうえ、その1/2を平成23年度に国へ自主納付し、県に対しては一般会計へ繰り戻している。その結果として、平成23年度末の補助金の貸付可能額は7,455,000円となっている。

この資金利用計画では平成24年度の貸付を2件240万円とし、25年度、26年度はゼロとしている。しかし、平成24年度も実績はゼロとなるもようである。林業就業促進資金の貸付制度は、将来の償還を伴わない助成金制度とは異なり、借入を行う事業主からすると無利息とはいえ将来の償還が必要なものもあり、今後の需要も少ないものと判断される。

山梨県内の林業に関する認定事業主が利用できる助成金として、当該林業就業促進資金のほかには下記の制度がある。また、平成23年度の利用件数を示す。

このように林業への就業を支援する多様な助成金制度があり、下記の通り各助成金制度は一定の利用が行われていることを考えると、当該貸付制度の見直しや、資金の一部を一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。

助成項目	助成内容	補助率	件数
①労働災害補償保険上乗せ補償助成	年間200日以上林業労働に従事した者に対し、労災保険の上乗せ補償制度に加えた場合、経費の一部を助成する。	1/2	119
②林業振動障害第2次特殊検診助成	林業振動障害特殊検診2次検診(精密検診)を受信させた場合、経費の一部を助成する。	1/2	4
③特殊検診(蜂刺されたアレルギー検査)助成	蜂刺されたアレルギー検査を受診させた場合、経費の一部を助成する。	1/2	35
④蜂刺され対策(エドネフリン助成)	エドネフリン自己注射器の導入経費の一部を助成する	1/2	66
⑤高度技能作業訓練日給補償助成	就業者養成(林業架線)研修受講者に対し日給補償を行った場合、経費の一部を助成する。	1/2	6
⑥新規参入者奨励金	40歳以下の従事者を月給制で雇った場合、奨励金を給付する。	2万円/月	12
⑦高性能林業機械・車両系林業機械レンタル経費助成	高性能林業機械等をレンタルで利用した場合、経費の一部を助成する。	1/2	38
⑧緑の雇用助成	現場技術者を段階的かつ体系的に育成する林業事業体を支援する。	研修生1名当たり9万円/月	17

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番